

●1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行●

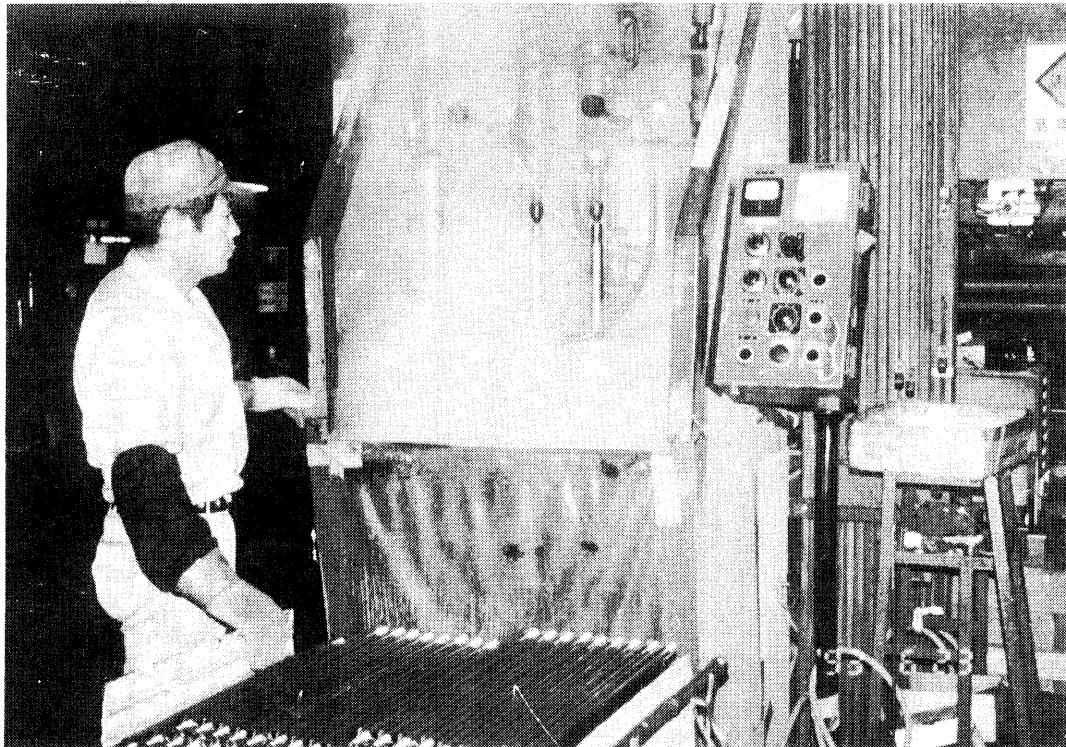
ISSN 0911-9396

関西労災職業病

関西労働者安全センター

1993.6.10発行〈通巻第218号〉200円

〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528
郵便振替119座 大阪 6-315742
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



目次

93 6

- 明るみに出できた原発被ばく労災.....1

- 日系企業の労災補償問題で

- 台湾安全センターから支援要請.....4

- 清掃事業における

- 安全衛生管理要綱改正される.....5

(資料) 清掃事業における労働災害の防止について
一九九三年三月一日基発一二三号

- 前線から(二ユース).....13

- ご案内「外国人の医療保障を考えつづけ」.....16

- 実践・労災保険⑤.....17

- 一九九三年夏期カンパのご協力のお願い.....21

明るみに出てきた原発被ばく労災

中部電力浜岡原発・嶋橋労災など

■相次いだ原発労災報道

九一年一一月、二九歳で死亡した孫請け会社作業員嶋橋正秀さんの遺族が

五月六日に静岡県・磐田労基署に労災申請することが報道された。嶋橋さん

は、静岡・中部電力浜岡原発で約八年

十カ月にわたり原子炉格納容器内で定期検査などに従事し、八九年一〇月に慢性骨髄性白血病と診断されている。

これに前後して、原発被ばく労働者に初の業務上認定が既に出されていたことが伝えられた。東京電力福島第一原発で配管等の作業に従事し、慢性骨髓性白血病で死亡した元作業員に対してもの認定で、富岡労基署への申請から

約三年後の九一年一二月のことである。また、九州電力玄海原発、関西電力高浜原発、同大飯原発で作業したという労働者の二件が神戸西労基署に請求中という。

これまで、数知れず闇に葬られてきた原発被ばく労働がようやく明るみに出てきたといえる。

■「労災認定基準がおかしい」と開き直る電力会社

「電離放射線に係る疾病的業務上外

に関する認定基準」によると、電離放射線に被ばくする業務に従事し、又は従事していた労働者に発症した白血病を業務上の疾病として扱う場合の要件

は、次の①から③までのいずれにも該当することである。

①相当量の電離放射線に被ばくした事実があること。(……)でいう「相当量」とは、業務による被ばく集積線量が、

「〇・五レム×(電離放射線被ばくを受ける業務に従事した年数)」で算出される数以上の線量をいう。)

②被ばく開始後少なくとも一年を越える期間を経た後に発生した疾病であること。

③骨髄性白血病又はリンパ性白血病である」と

嶋橋さんの場合はすべての要件を満たしている。

ところで、嶋橋さんの労災申請に際し、中部電力は「労災認定の基準の方

がおかしい」とのコメントを出してい
る。現行の法令に定められた放射線従
事者の被ばく線量限度は年間五レム
(五〇ミリシーベルト)であり、前述の労
災認定基準の一〇倍の被ばくまでは、
合法であるというわけである。

しかし、低線量被ばくの健康への影
響に関する調査が進むにつれて示され
てきたことは、「低線量放射線による危
険性はそれまで考えられていたよりも
高い」ということだ。こうした最新の
科学的知見を踏まえていうならば、む
しろ被ばく線量限度を低くする方向で
見直すべきであるといえる。

労働者の健康を守るために努めるべ
き、むしろ逆に、因果関係を否定する
かのようない、開き直りともいべき態
度を見せていることからしても、今後
も同様の被曝労働者が生み出され続け
るだろうという危惧は的外れとはい
まい。

■被ばく労働が前提の原発の存在

鳴橋さんの被ばく状況と、浜岡原発
の稼働状態を突き合わせた資料を見る
と、鳴橋さんは主に定期検査のときに
被ばくしていることが分かっている。
表は、鳴橋さんが一年で〇・八レムの
被ばくをした一九八八年に全国の原発
で被ばくした全労働者五四、二八七人
の被ばく内訳である。

参考までに九一年のものも掲載し
た。ここにいう請負というのは、一次、
二次、…の下請け労働者である。

先述の労災認定基準の要件の一つで
ある〇・五レム以上の被ばくをした労
働者が、全国で六、一〇七人だ。こう
して見ると、鳴橋さんの被ばく量は飛
び抜けて多いわけではない。鳴橋さん
は、原発労働者としては、普通の被ば
く量であったと言うこともできるだろ
う。原発が日常的にこれだけの被ばく
労働者を生み出している、必要として
いることを、公式の統計であるこの表
からも見て取ることができる。

全国の原発における被曝量別労働者数(人)

(レム)	0.5未満	0.5-1.5	1.5-2.5	2.5-3	合計
1988 請負	5273	98	0	0	5368
	42915	5183	793	33	48919
(37基) 合計	48180	5281	793	33	54287
1991 請負	6303	30	0	0	6333
	46181	2772	183	8	49144
(41基) 合計	52484	2802	183	8	55477

(原子力資料情報室通信から)

□原発労働の労災認定の困難

これまで原発労働者の放射線被ばく労災がほとんど報道されてこなかつたのはなぜだろうか。実際の労災申請件数がこれまで一桁にも満たない（労働省）というは、表の被ばく者数と見比べても、少なすぎはしないだろうか。

嶋橋さんの場合、手続きへの会社の非協力、三千万円の弔慰金による一連の事実を隠そとする企図があつたと伝えられているように、多くの労災の例にものれず、ここでも労災請求にこぎつけるまでの困難がある。

また、表に記されているように、被曝労働者の多くが下請け労働者であることも、労災申請数の極端な少なさを説明するのを手伝っているだろう。加えて、被ばく線量を労働者側が立証するのは難しい。嶋橋さんの被ばく記録である放射線管理手帳が会社から返却されたのも、死後半年もたつた後という。

また、労災認定基準に関して、放射線による障害のうち、白血病以外のガン等悪性新生物など多くの疾病では認定基準を定めておらず、認定に際しては困難を極めるだろうことも、問題点として指摘できる。

嶋橋さんの労災申請を契機に明らかになつたのは、一つには、原発での被ばく労働者の労災申請の難しさである。そして、このような被ばく労働者が今もなお生み出されていること、そしてこれらの労働者は原発を動かすためには、どうしても必要とされる犠牲であることだ。

今回報道されたケース（労災申請、

認定に至った大部分であるともいえる）はそうした労働者のごく一部分に過ぎないということだ。

そして、こうした事実が、原発存続の可否を問うものであることはいうまでもないだろう。

〔参考資料〕
・ひよしむら通信第四号（編集・藤田祐幸氏）
・原子力資料情報室通信（一八〇号、二一九号）

書籍紹介

いのちの差別 外国人労働者の労災・医療

五島正則 古谷杉郎 著

発行・日本社会党機関紙局
社会新書 定価750円

外国人労働者の労災白書 1992年版

—深刻化する労働災害・・・問われる日本の国際性—

全国労働安全衛生センター連絡会議編 発行・海風書房 発売・現代書館 定価1030円

※お申込は、関西労働者安全センターまでどうぞ。（送料別）

台湾安全センターから支援要請

日本企業に申し入れ

「日系企業で労災補償問題」

台湾の日系企業での九年前の労災のため、今なお療養を続ける労働者の補償問題で、台湾労働安全衛生サービスセンターからの要請を受けて、日本の地域安全センターが中心となつて、日本本の親会社に申し入れ行動が行われた。

「支援要請」があつたのは四月十五日。台湾のチンジェン地区の労働健康・安全サービスセンターから、関西のセンターや東京東部労職センター等にファクシミリが送られてきた。このセンターのニコル医師とは、関西労働者安全センターも参加した九〇年秋の香港でのアジア労働安全衛生ワークショッピングで知り合つた。

事故は九年前、TGT社の張耀宗氏

がオイルパイプの爆発事故で重傷を負つたという。張氏はいまだに療養中だが、TGT社は何ら補償を行わな

いばかりか、職場復帰後の彼を管理職から降格、減給処分をしてきた。しかも、TGT社は台北労働局の調停にも応じようともしない。台湾センターでも、会社と補償交渉中だが、同社は四月末までに何らかの決断をしようとしているらしいので、日本の親会社にも圧力をかけてほしいという内容だった。

日本に比べて法規制の弱い東南アジア諸国での日本企業の活動が、現地で環境破壊をはじめ様々な問題を起こしていることが指摘されて久しい。国境

を越えて、各国の安全センターとの協力する必要性を、今回の事件を通じて改めて実感している。

国境を越えた活動が課題

「アーレスティ」社に申し入れを行うことにした。当センターも申し入れに名を連ねた。四月二十六日、東京本社を、全国センター、全統一労組等が訪ね、TGT社での張耀宗氏の労災事故と会社の対応を調査し、労災補償・損害賠償問題について親会社が誠意を持って対応するよう、文書で申し入れた。

後日のニコル医師からの報告によるところ、TGT社が張耀宗氏に対し、張氏の要求額に相当する総額二七五万NTの補償の支払いを認め、更に、会社は公式に謝罪を表明することになるだろうという。また、日本の側で支援を必要とすればぜひ知らせて下さいとのことであった。

要請を受け、日本のダイカスト製造では全国二位の業績を上げる親会社

清掃事業における安全衛生管理要綱改正される

求められる職場改善

基発1-2-3号

今年三月二日付けで労働省労働基準局長通達「清掃事業における労働災害の防止について」（基発第一二三三号）が出来され、これまでの「清掃事業における安全衛生管理要綱」（八一年七月二八日付け通達）が改正された。

地方自治体の清掃職場における労働災害は、今もって多発しており、特に転落や巻き込まれなどによる重大災害の発生が目立っている。これに対し自治労は、清掃職場での安全衛生活動の強化、具体的に発生した労働災害の調査活動に取り組むとともに、労働省に對し再三にわたり同通達の改正を申し入れていた。そして、昨年から改正へ向けて検討を行ってきた結果出されたのが今回の改正要綱である。新要綱の改正点は以下の通り。

第一に「目的」の項が新設され、「快適な作業環境の実現を通じ、労働者の安全と健康を確保するものとする」と事業者の責務を規定し、これまで触れていた元方事業者に対しても、「関係法令に違反しないよう指導等を行うとともに安全衛生に関する情報の伝達に努めるものとする」とされた。

第二にこれまであいまいな規定であったものを具体化、補強している。例えば、常時五〇人未満の事業場でも「安全管理委員会、職場懇談会等の関係労働者の意見を聞く機会を設けるように努める」としている。

第三に、①騒音レベルの高い作業で保護具を備える、②睡眠、仮眠の必要があるときはその場所を男女別に備える、③健康診断の結果に基づく事後措

置の徹底、④収集作業中の反射子ヨツキ着用、作業中表示の明示、⑤ごみ収集車のピット内転落防止措置、⑥フォーリフート等の作業時の作業計画、作業指揮の明確化、⑦焼却炉の水蒸気爆発の防止、⑧ガス発生時の爆発防止、⑨タンク内の作業環境測定、⑩酸欠危険場所に避難用具の備付け等の規定が新たに加わっている。

清掃事業は自治体の事業であることから、ともすれば労働基準行政による監督の行き届かないことが多く、不備の多い事業場が多く見受けられる。この改正要綱を活用し、職場改善、安全衛生活動の一層の強化が求められるところである。

清掃事業における

労働災害の防止について

平成五年三月二日 基発第一二三号

常時一〇〇人以上の労働者を使用する清掃事業にあっては、法第10条第1項に規定する総括安全管理管理者を選任すること。

(2) 安全管理者及び衛生管理者の選任

事業にあっては、所定の資格を有する者の中から法第11条及び法第12条に規定する安全管理者及び衛生管理者を選任し、その職務を励行させること。この場合、できるだけごみ処理施設、し尿処理施設等の作業場ごとに選任すること。

記については、昭和五七年七月二八日付け基発第499号「清掃事業における労働災害の防止について」に示す「清掃事業における安全衛生管理要綱」により、その推進を図ってきたところであるが、労働安全衛生関係法令の改正、ごみ処理施設における爆発災害の発生等の状況にかんがみ、同要綱を見直し、今般、別添1のとおり「清掃事業における安全衛生管理要綱」を定めたので、これに基づき、都道府県の環境衛生主管部局、事業者団体等との連絡協議の場、

集団指導、監督指導等を通じて、清掃事業を行なう地方公共団体及びその委託に係る清掃事業者その他関係者に対し、その周知徹底を図り、清掃事業における安全衛生対策のなお一層の推進に努められたい。

なお、昭和五七年七月二八日付け基発第499号は廃止する。

おって、この件に関しては、厚生省及び自治省に対して、別添2（省略）のとおり、それぞれ要請したので申し添える。

(3) 安全衛生推進者の選任

常時一〇〇人以上五〇人未満の労働者を使用する清掃事業にあっては、法第12条の2に規定する安全衛生推進者を選任し、その職務を励行させること。この場合、できるだけごみ処理施設、し尿処理施設等の作業場ごとに選任すること。

(4) 産業医の選任

常時五〇人以上の労働者を使用する清掃事業にあっては、法第13条に規定する産業医を選任し、その職務を励行させること。

(5) 安全衛生委員会等の設置

常時五〇人以上の労働者を使用する清掃事業にあっては、法第17条及び第18条（又は第19条）に規定する安全委員会及び衛生委員会（又は安全衛生委員会）を設置し、月一回以上開催し、所定の事項を審議させる等の活動の促進を図ること。

この要綱は、労働安全衛生関係法令と相まって、安全衛生管理体制の整備、安全衛生教育の実施、安全衛生作業基準の確立等の積極的な推進により清掃事業における労働者の安全と健康を確保することを目的とする。

2 事業者等の責務

事業者は、単にこの要綱に定める基準を守るだけではなく、快適な職場環境の形成に努め

第1 目的等

(1) 安全衛生管理体制の整備等

事業者が、労働安全衛生法（以下「法」という。）第15条に規定する「元方事業者」に該当するときは、労働安全衛生関係法令に違反しないよう指導等を行うとともに安全衛生に関する必要な情報の伝達に努めるものとする。

労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者等が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するよう努めるものとする。

第2 安全衛生管理体制の整備等

事業者は、上記以外の場合にあっても労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第23条の2の規定により安全衛生の委員会、

職場懇談会等の関係労働者の意見を聴くための機会を設けるように努めること。

2 保護具等の整備

清掃事業の災害に多く見られるごみの中のガラス、くぎ等により手足を負傷する災害、

滑り、つまずきによる災害及び物の飛来等による災害を防止するため有効な手袋、安全靴、保護帽等の保護具を定期的に点検し安全な状態を保つよう十分整備するほか、①破碎機内での作業、焼却灰を取り扱う作業等粉じんを発散する作業に従事する労働者に使用させる呼吸用保護具、②ごみ焼却場における炉前作業に従事する労働者に使用させる保護眼鏡、保護帽、保護衣等、③酸素欠乏危険作業に従事する労働者に使用させる空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスク（以下「空気呼吸器等」という。）、④騒音レベルの高い場所における作業に従事する労働者に使用させる耳栓その他保護具等の目的に応じた適切な保護具及び器具を備え付けること。

3 衛生関係施設の整備

ごみ処理施設、し尿処理施設等の作業場にあつては、

- (1) 作業場外に心身の疲労の回復を図るために休憩の設備を設けること。
- (2) 常時五〇人以上又は常時女子三〇人以上の労働者を使用するときは、労働者がが床することのできる男女別の休憩室又は休養所（安衛則第618条）を設けること。
- (3) 食堂（安衛則第629条、630条）を設けること。
- (4) 適切な洗面所、うがいの設備、更衣所、

洗濯の設備（安衛則第625条）、男女別の便所（安衛則第628条）、被服の乾燥設備（安衛則第626条）を設けること。
(5) 適当な箇所に救急用具等（安衛則第633条、634条）を備えるとともに適正に管理すること。
(6) 照明（安衛則第604条）及び換気（安衛則第601条）について必要な措置を講ずること。

(7) 夜間に睡眠又は仮眠する必要のあるときは、適当な睡眠又は仮眠の場所（安衛則第616条）を男女別に設けること。

この場合、休憩室、食堂、更衣所の近くにできるだけ洗面所、うがいの設備、洗濯の設備を設けるとともに、食堂、休憩室の床等の清掃については、特に留意すること。なお、入浴の設備（温水シャワーを含む。）を、できるだけ設けること。

4 健康診断の実施

清掃事業に従事している労働者については、

- 雇入れ時の健康診断及び年一回の定期健康診断を確實に実施するとともに、特に焼却炉前作業、深夜業を含む業務等安衛則第13条第1項第2号に掲げる業務に常時従事する労働者に対しては、安衛則第45条第1項に規定する六月以内ごとに一回の定期健康診断を、また、塩酸等の歯又はその支持組織に有害なガス、蒸気に常に暴露される場合には、歯科医師による六月以内ごとに一回の定期健康診断を行い、その健康診断の結果に基づく事後措置の徹底を図ること。
- また、自他覚症状の有無の検査には、その

者の従事する業務の内容に応じ、重量物の取扱いに伴う腰痛症に関しての姿勢異常、圧痛点の有無、運動機能検査等を含めること。

5 安全衛生教育の実施

次に示す安全衛生教育を実施すること。また、委託事業者に対しても、当該事業者の雇用する労働者に同様の安全衛生教育を実施するよう指導すること。

(1) 雇入れ時等の教育

労働者を雇い入れ、又は作業内容を変更したときは、法第59条第1項及び第2項に規定する安全衛生教育を行うこと。この場合、教育すべき内容については安衛則第35条に規定する事項について行うこと。

特に、機械式ごみ収集車を使用するごみ収集作業等に就かせる場合においては、昭和六二年二月一三日付け基発第60号「機械式ごみ収集車による労働災害の防止対策の強化について」の別添1の「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱」の7の(1)に示される事項を含むこととし、また、メタンその他の可燃性ガスにより爆発火災のおそれがある施設における作業に就かせる場合においては、可燃性ガスの危険性、ガスの漏えい等異常時の措置等に関する事項を含むこととする。

(2) 特別の教育

危険又は有害な業務に労働者を就かせるときは、法第59条第3項に規定する特別の教育を行うこと。

(3) 職長教育に準ずる教育

「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱」

の7の(2)に示される教育を行うこと。

(4) 能力向上教育等

安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等の労働災害の防止のための業務に従事する者及び危険又は有害な業務に現に従事している者に対して、新たな知識や技能が取得できるよう教育を行うこと。

6

(1) クレーンの運転等法第61条に規定する業務については、適法な資格を有する者以外の者を従事させないこと。

(2) 酸素欠乏危険作業等法第14条に規定する作業については、適法な資格を有する者のうちから、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の所定の事項を行わせること。

7 定期自主検査等の実施

(1) ポイラー、クレーン、フォークリフト、フォークローダー等については、法第45条に規定する定期自主検査を行い、その結果を記録しておくこと。

なお、クレーン等の補修、点検等に当たっては、墜落等の災害防止に留意すること。
(2) 機械式ごみ収集車については、「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱」の4に示される定期自主点検（年次点検、月例点検、作業開始前点検）を行い、その結果を記録するとともに、異常を認めたときには、補修その他必要な措置を講ずること。

(3) 汚水、汚泥等が貯留され、ガス発生のお

それがある施設（以下、「ガス発生施設」という。）については、配管、バルブ、マントホール等について損傷、変形、腐食等の有無に関して定期的に点検を行い、その結果を記録するとともに、異常を認めたときは、補修その他必要な措置を講ずること。

労働災害を防止するため、特に次のような事項について、各事業場及び各種作業の実態に応じた安全衛生作業基準を定め、これを関係労働者に徹底させるよう指導すること。

第3 安全衛生作業基準の確立等

(1) ごみ処理作業等
ごみ収集作業
ごみ収集車、船舶等によるごみの収集及び運搬作業については、あらかじめ作業指揮者を定めて作業させること。
イ ごみ収集作業における一般的な安全衛生対策

(共通事項)
(1) 作業前に準備体操をさせること。
(2) 履物は、安全靴その他の滑り及び踏抜きを防ぐ安全なものを使用させること。

ハ 道路上で、作業を行わせる場合には、「反射チョッキ」を着用させる等によ

り、労働者を識別しやすいようにするこ

(ス) 飛び乗り又は飛び降りは禁止すること。

(リ) ごみ収集車の排気孔の位置及び排出方向は、ごみ収集車から排気ガスが作業中の労働者に影響を与えないような位置又は方向とすること。

(ル) ごみ収集車のごみ投入口のステップ、荷台等に乗車して移動することを禁止すること。

(ハ) ごみ収集車の荷台に乗り、又は荷台

(イ) ごみ収集車の荷台から降りるためのタラップ又は足掛けを、鳥居側面その他適当な箇所に設け、

荷台に乗り、又は荷台から降りる際には、これを用いさせること。

(ロ) 修理作業等のため ごみ収集車の天

がいに乗り又は天がいから降りる際は、はしご等を用いさせること。

(ハ) ごみ収集車の荷台上で容器の受取、

に留意し、まず軽く持つて重量を量り、自分の力に余るものは無理に一人で持たず、二人で運ぶようにさせること。

(イ) 容器が汚水等のために滑りやすくなつていいか、手を掛ける箇所が弱くなつかを確かめさせること。

(ト) ネギ、バナナの皮等滑りの原因となるもの又はガラス、容器のふた等踏抜き、つまづきの原因となるものを路上に落としたとき又はそれらが落ちているときには、その都度拾わせること。

(ナ) ごみ収集車のごみ投入口のステップ、荷台等に乘車して移動することを禁止すること。

(リ) ごみ収集車の荷台に乗り、又は荷台

(ハ) ごみ収集車の荷台から降りるためのタラップ又は足掛けを、鳥居側面その他適当な箇所に設け、

荷台に乗り、又は荷台から降りる際には、これを用いさせること。

(ロ) 修理作業等のため ごみ収集車の天

がいに乗り又は天がいから降りる際は、はしご等を用いさせること。

(ハ) ごみ収集車の荷台上で容器の受取、

積込み作業を行う際には、荷台の中央側に背を向けて作業させること。

(二) 積込み作業を行う際には、荷台上の者と地上の者に、互いに合図をさせ、呼吸を合わせて行わせること。

(機械式ごみ収集車)

(イ) ごみ収集車のごみ投入口にごみを投入する場合において、ごみを入れ過ぎないようにさせ、また、ごみを押したり、取り除いたりする必要があるときは、適当な補助具を使用させること。

(作動中のホッパー内に身体を入れないこと。)

(ロ) 移動中は、メインスイッチ (P.T.O.) を切ること。

(ハ) テールゲート上昇中又は下降中は、テールゲートに近寄らないこと。

(二) 上昇したテールゲートの下には入らないこと。やむを得ず入るときは、安全棒等を使用すること。

(ホ) テールゲートを上げ、その下に入るときは、運転席において当該テールゲートを降下させるための操作が行われても、当該テールゲートが降下しないようインターロック装置を使用すること。

ロ ごみの積替え作業

(イ) ごみ収集車の後部ドアを開く際は、まず細目に開け、落し物の有無を確かめてから全開させること。この際、正

面を避け、側面の安全な位置で行わせること。

(二) コンテナ収集車による積替え作業でのコンテナの脱着は、合図の上行わせること。

(三) 大型公衆ごみ容器の積替えは、次に

より行わせること。

a ごみが散乱しないよう、ふたを完全にすること。

b クレーンを用いて積込みを行う場合は、容器をクレーンのフックに確実にかけて行うこと。

c クレーンを用いて容器のつり上げを行う場合は、容器の下に労働者を立ち入りらせないこと。

d 船舶によるごみの積替えは、次により行わせること。

a 飛び乗り又は飛び降りは禁止すること。

b 滑りやすい履物は使用させないこと。

c ごみの積替えに当たっては、船上の労働者と十分な合図の上行わせること。

d 運転中のクレーン等のバケットに接触するおそれがある箇所に労働者を立ち入らせないこと。

e ごみ収集車の誘導は明確に行うこと。

f 運転者からよく見える安全な位置で誘導すること。

(原則として、前進の場合は運転者の反対側、後進の場合は運転者と同じ側とする。)

g 運転者に無断でごみ収集車の直後に立ち入らないこと。

h ごみ収集作業に起因する交通労働災害の防止対策

(イ) 発車の際には、運転者は他の労働者に合図してから発車させること。

(ロ) ドアの開閉は、車内外の安全を確かめてから全開させること。

めでから行わせること。

(ハ) ドアを開けたままにしてごみ収集車を移動させないこと。

(二) 完全に停車しないうちに、ドアを開けたり、降りたりさせないこと。

(三) ごみ収集車のごみ投入口のステップ、荷台等に乗車して移動することを禁止すること。

(四) ごみ収集車のごみ投入口のステップ、荷台等に乗車して移動することを禁止すること。

(再掲)

(一) 作業中、必要に応じ、作業指揮者に通過車両を監視させ、通過車両の誘導、労働者の退避等危害を防止するための措置を講ずること。また、表示灯を設ける等の措置を講ずることにより、ごみ収集車の周辺の通過車両に対して作業中であることを明示すること。

(二) ごみ収集車の誘導に当たっては次によらせること。

(三) ごみ収集車の運行に起因する交通労働災害の防止対策

(イ) ごみ収集車各部について、始業点検を一日一回、その運行開始前に行わせること。

(ロ) 他の自動車の後ろを進行する際には、

必要な車間距離を保たせること。

(イ) 無理な追抜きや追越しを禁止すること。

と。

(二) 交通量、積荷重量、路面、天候等の状態に適応した速度で運転させること。

(ホ) 駐車又は停車して作業を行う際は、サイドブレーキを完全にかけさせること。

(ヘ) 特に、坂道においては、適当な車止めをする等ごみ収集車が移動しないよう必要な措置を講ずること。

(ヘ) その他交通関係法令を遵守させること。

(ホ) 点検、整備等

(イ) ごみ収集車の荷台、テールゲート等を上げて点検、整備等の作業を行いう際には、荷台等の不意の落下を防止するため、安全支柱、安全棒等の確実な支えを行わせること。

(ロ) ごみ収集車の点検又は整備のため、路上で停車するときは昼夜兼用停止表示板等の安全対策を講じさせること。

(イ) ごみ収集車のラジエーターのキャップを外す際は、噴出する蒸気、熱湯による火傷を負うおそれのないように必要な措置を講じさせること。

(二) 工具類は、適正に管理し、正しく使用されること。

(2) ごみ処理施設における作業

イ ごみ処理施設における作業的一般的な

安全衛生対策

(イ) ごみ収集車関係

の誘導に当たっては、ピット内への転落を防止する等安全を十分に確保して行わせること。

(ロ) ごみの排出に当たっては、ごみ収集車のピット内への転落を防止するための措置を講ずるとともに、ごみ収集車

を車止め等に打ち当てその衝撃を利用するごみの排出を禁止すること。

(ハ) ごみ投入時にダンプしても排出ができる場合には、安全な位置までごみ

収集車を移動させてごみを取り除かせること。この場合、安全棒等の使用により、テールゲートの落下の防止措置を講じさせること。

(その他)

(イ) 安全靴その他滑り及び踏み抜きを防ぐ安全な履物を使用させること。

(ロ) 機械の原動機、回転軸、歯車、ブリーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けること。

(ハ) 塌落、転落による災害を防止するため、高さ又は深さが一・五㍍を超える箇所への昇降設備の設置、高さ二㍍以上上の箇所、作業床の端、開口部等への囲い、手すり、覆いの設置等の必要な措置を講ずること。また、移動はしご又は脚立については安全な構造のものを使用すること。

(二) 粉じんの発生のおそれがある場合には散水等の措置を講じた上で作業を行うこと。

(イ) コンプレッサーは、一年以内ことに

(ホ) 研削といしについて、覆いを設け、粉じん防止装置を講ずる等の必要な措置を講ずること。

(ロ) 屋内作業場等においてアーク溶接等の作業を行う場合には、防じんマスク及び保護眼鏡を使用させる等の必要な措置を講ずること。

(ハ) 自動車のブレーキドラム等からの石い積物除去作業については、真空式石綿除去措置を用いる方式又は湿式による除去方式によるほか特定化学物質等障害予防規則に定められた措置を講ずること。

(オ) 硫酸等腐食性液体、病原体に感染するおそれのあるごみ等を取り扱う場合は、必要な保護具を使用させること。

(カ) 塩化水素、硫酸等を取り扱う設備(バルブ又はコックを除く。)について

は、腐食しにくい材料で造り、内張りを施す等の必要な措置を講ずること。

また、バルブ又はコックについては、耐久性のある材料のものとすること。

(キ) 有害物を使用して行う昆蟲駆除、消毒等の作業に当たっては、保護具を使用し、風向等に留意する等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずること。

(ク) コンプレッサーは、一年以内に

を記録し、保存すること。

(ア) フォークリフト、ショベルローダー等の車両系荷役運搬機械を用いて作業

を行うときは、あらかじめ作業計画を作成し、周知を図るとともに、作業指揮者を定め、作業の指揮を行わせること。

(イ) 労働者の手が巻き込まれるおそれのあるボール盤については、手袋の使用を禁止すること。

(ウ) 有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務については、有機溶剤中毒予防規則に定められている措置を講ずること。

(エ) 労働者が感電する危険のある電気機械器具の充電部分には、絶縁覆い等を設けること。

口 粗大ごみ処理施設

(ア) 破碎機に付属するコンベアーについては、接触予防装置、非常停止スイッチを設置するとともに、定期的に点検すること。

(イ) 爆発物及び破裂物の入った容器等については、安全な作業方法により選別し、これらのものを破碎機へ投入しないこと。

(ハ) 破碎機等の運転開始に当たっては、人員を点検し、破碎機の内部等に人がいないことを確認させること。

(二) 破碎機の運転を中断し内部に入る場合には、破碎機の停止の確認を徹底させること。

(ナ) 破碎機等の点検、整備においては、

必ず電源を切り、操作盤に点検、整備中である旨を明示させること。

八 焼却施設

(焼却炉関係)

(イ) 発生するガスの種類、濃度等を定期的に測定し、結果を記録し保存すること。

(ア) 施設を密閉化し、発生するガスは適正に処理すること。なお、密閉化の困難な施設では通風、換気等の措置を講ずること。

(イ) 原則として、電気機械器具については防爆構造にするとともに静電気による火花が発生するおそれのあるもののその他点火源となるものの使用を禁止すること。

(ア) 施設内で清掃、修理、改造等の作業を行いう場合は、作業を指揮する者を指名し、その者に作業の指揮に当たらせるとともに、次の措置を講ずること。

a 十分な換気によりガスの除去を行うとともに、作業開始前及び定期的にガスの濃度測定を行うこと。

b やむを得ず火氣等を使用する場合は、爆発火災のおそれのないことを確認するまではその使用を禁止すること。

(イ) 「ガス発生施設に近接する施設で、ガス発生施設からのガスが漏えいし、かつ、滞留するおそれのある施設」

(ア) 原則として、電気機械器具については防爆構造にするとともに静電気による火花が発生するおそれのあるものの他の点火源となるものの使用を禁止すること。

(付属施設関係)

(ガス発生施設)

(ア) 施設内で清掃、修理、改造等の作業

を行う場合は、作業を指揮する者を指名し、その者に作業の指揮に当たらせるとともに、次の措置を講ずること。

a 十分な換気によりガスの除去を行うとともに、作業開始前及び定期的にガスの濃度測定を行うこと。

b やむを得ず火氣等を使用する場合は、爆発火災のおそれのないことを確認するまではその使用を禁止すること。

2 し尿収集作業

し尿収集作業については、上記1(1)に掲げる事項に準ずるほか、次により行うこと。

(1) ホースの引き出し及び収納の際は、ホースが跳ねないように静かに行わせること。

(2) ホースを引っ張る際は、途中に物品が引っ掛かっていないか確認させること。

(3) ホースを二人で引っ張る際は、互いに合図をさせ、呼吸を合わせて行わせること。

(4) ホースの輪の中に労働者を立ち入らせないこと。

(5) 住宅内に入る際は、作業場所の障害物や犬の有無に十分注意させること。

酸素欠乏危険作業

し尿処理施設における投入槽、消化槽、ばつ気槽等及びごみ処理施設等における槽、ピット等(以下「タンク等」という。)の内部での清掃及び修理の作業に労働者を従事させる場合には、酸素欠乏症又は硫化水素中毒による事故を防止するため、次の措置を講ずること。

と。

なお、タンク等の内部での作業が予定されていない場合においても、ホース、ロープ等がタンク等の内部に落下した場合には、回収のためにタンク等へ立ち入ることがあるので、こうした場合においても、酸素及び硫化水素濃度の測定等所要の措置が講ぜられるよう、次の措置に準じた措置を講ずること。

(1) 作業開始前に、タンク等の内部の空気中の酸素及び硫化水素濃度の測定を行うこと。

この場合、タンク等の内部の容積、構造等に応じて、必要な測定点を探ること。
なお、作業中であっても空気中の酸素等の濃度が変化し、人体に有害な影響を及ぼすおそれのある場合には同様の測定を行うこと。

(2) タンク等の内部の空気中の酸素濃度を一八割以上に、かつ、硫化水素濃度を一〇ppm以下に保つよう換気すること。ただし、爆発、火災等を防止するため換気することが著しく困難な場合は、労働者に空気呼吸器等を使用させること。

(3) 労働者が転落するおそれのあるときは、安全帯等を使用させること。

(4) 人員の点呼を行わせること。

(5) 非常に備えて、タンク等の外部に監視人を配置し、作業の状況を監視させること。

(6) 酸素欠乏危険場所又はこれに隣接する場所については、関係者以外の労働者の立ち入りを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所

所に表示すること。

(7) 酸素欠乏症及び硫化水素中毒に係る酸素欠乏危険作業主任者を選任し、その職務を行わせること。

(8) 酸素欠乏危険場所での作業に労働者を從事させるときは、①酸素欠乏症等の原因及び症状、②空気呼吸器等の使用方法、③事故の場合の退避及び救急手の方法等について特別の教育を行ふこと。

(9) 空気呼吸器その他の避難用具を、非常に際に直ちに使用できる状態にして備え付けること。

(10) 硫化水素等が異常に発生するおそれのある沈殿物のかくはん等の作業に当たっては、空気呼吸器等を使用させること。

(11) 二槽以上のタンク等が連結されている構造のタンク等において換気を行う場合は、労働者が作業をしている槽から労働者がいない槽へ送気すること。

(12) タンク等の出入口が屋内作業場にある場合は、当該屋内作業場の換気についても留意すること。

(13) 労働者がタンク等の内部に立ち入る場合には、警報装置付きの硫化水素濃度測定器を携行させることが望ましいこと。

(14) 測定機器の保守点検を確実に行うこと。
特に測定器のセンサー、電池等の消耗部品の交換は早目に行うこと。

(15) 以上の措置を講ずべき旨を見やすい箇所に表示すること。

前線から

大阪

証人採用決定 宇土博医師（広島大講師）

針灸訴訟控訴審第六回法廷

を自身で施術してきておられる方で、極めて適切な証人といえる。

仲間の皆さん支援傍聴を訴えたい。

次回の証人尋問は、控訴審の

大きな山場となる。多くの

労災保険における針灸治療を制限した三七五通達撤回を求めてい

る針灸訴訟控訴審の第六回

法廷が大阪高裁で開かれた。

前回、地裁判決が根拠とした国側証人の非科学性を明らかにした土肥医師意見書を提出、同時に針灸治療の有効性を証明するため、宇土博医師を証人申請した。この日の法廷では、

この証人採否がどうなるかが注目されていたが、裁判所は証人採用を決定した。

証人尋問は一〇月七日

（木）午後一時半～三時半、大阪高裁八三号法廷で行われる。

松原 同僚教諭が証言（六／七）

松原市の中学校教諭のク

モ膜下出血による死亡につ

いての公務上外が争われて発症した時期は八一年五

月、当時年齢も四〇代後半

の働き盛りであった福山教

業医を長年しながら、自身で職業病を中心にクリニックを開き、多くの頸肩腕障害、腰痛患者に針灸治療

を行った。その間、生徒

指導主事として職務に当たってきた。その間、生徒

中学校教諭のクモ膜下出血公務外認定取消訴訟で

の非行事件で、生徒や親との懇談など指導に走り回るをいふ負担があり、八一年度になり、三年生の学級担任となつてからも修学旅行の準備等で疲労が蓄積しているなかでの発症であり、その負担が裁判の争点の一つとなつてゐる。

この日の法廷では、当時の同僚教諭一名が、当時の生徒指導の困難さ、業務の過重性について、具体的な証言を行つた。裁判ではこうした発症前の負担の評価とともに、医学的な判断も争点となると考えられ、今後の展開が注目されるところである。

次回法廷は、七月一九日午後一時半より大阪地裁八〇九号法廷で開かれる。

の懇談など指導に走り回るをいふ負担があり、八一年度になり、三年生の学級担任となつてからも修学旅行の準備等で疲労が蓄積しているなかでの発症であり、その負担が裁判の争点の一

つとなつてゐる。

この日の法廷では、当時の同僚教諭一名が、当時の生徒指導の困難さ、業務の過重性について、具体的な証言を行つた。裁判ではこうした発症前の負担の評価とともに、医学的な判断も争点となると考えられ、今後の展開が注目されるところである。

この日の法廷では、当時の同僚教諭一名が、当時の生徒指導の困難さ、業務の過重性について、具体的な証言を行つた。裁判ではこうした発症前の負担の評価とともに、医学的な判断も争点となると考えられ、今後の展開が注目されるところである。

の懇談など指導に走り回るをいふ負担があり、八一年度になり、三年生の学級担任となつてからも修学旅行の準備等で疲労が蓄積して

いるなかでの発症であり、その負担が裁判の争点の一

つとなつてゐる。

この日の法廷では、当時の同僚教諭一名が、当時の生徒指導の困難さ、業務の過重性について、具体的な証言を行つた。裁判ではこうした発症前の負担の評価とともに、医学的な判断も争点となると考えられ、今後の展開が注目されるところである。

の懇談など指導に走り回るをいふ負担があり、八一年度になり、三年生の学級担任となつてからも修学旅行の準備等で疲労が蓄積して

いるなかでの発症であり、その負担が裁判の争点の一

つとなつてゐる。

いまどきじん肺は、軽い病気？

大阪トンネルじん肺訴訟

六月三日、大阪トンネルじん肺訴訟の法廷が開かれ、原被告双方から準備書面が提出された。

大手ゼネコンが名を連ねる被告側は、次回に医学証人を証人申請することを明らかにした。被告側の意図としては、じん肺の病像に

ついて今日の医学では大したものではなく、進行しないといった趣旨の立証を展開するものとみられる。

原告側としては、すでに他の裁判例でも証明されつく

ことになる。

すでに昨年度末、大阪地裁が同種のトンネルじん肺訴訟で、大きく建設会社の賠償責任を認める判決が出されてゐるが、被告七社、原告五人の集団訴訟で、どのような結論が導き出されるか注目される。

神奈川

外国人医療問題で全国集会を開催

『全国外国人医療相談実態調査報告』

五月三〇日、横浜市で「すべての外国人に医療保障を一・連絡会」の主催により、「五・三〇全国集会」が開催された。

前半は、各地で外国人医

療問題に取り組む団体からの報告で、九一年に始めた「みやぎ外国人クリニツク」や、みなとまち健康互助会、外国人による互助会「ブリイト」の他、東京、神戸、

浜松などの団体から報告が行われた。

外国人労働者の生活保護からの締め出しや国保加入の困難を生んだ行政の施策が、生死に直結する緊急医療の問題にこれまで焦点が当たってきたが、外国人が日本で生活を営んでいる実態から日常診療の必要性が大きな問題となつていてることが今回指摘されている。

続いて、一百の事例とともにまとめられた「全国外国人医療相談実態調査報告」が発表された。連絡会では、この報告を、国連人権委員会で政府報告に対するカウンターレポート作成の資料としていくこととしている。

今集会で、神奈川県の自

治労民生、社協、医療社会

たいただ。

事業協会等が後援するなど、広範な層による取り組みが進められていることも、R-NEKの今後の活動を考える上で特に参考にしている。

日午後六時半よりエルおおさかで「外国人の医療保障を考えるつどい」を予定している。

認定の闘いの報告がなされた。一四年にわたる労働省の職業がん認定基準への闘いは再審査請求棄却という結果をみたが、業務上として企業内補償をかちとつている。

彦根 第十二回総会開催

労災職業病被災者全国連 職場復帰、法制度などで討議

五月二二、二三と滋賀県彦根において、労災職業病被災者対策全国連絡会議の第一二回全国集会・第四回総会が開催された。全国の被災者を中心に、労組、安全センター等から約六〇名が参加した。

総会に続き、「指曲がり症」の公務災害認定闘争に労働者の右上顎腫瘍の労災

取り組んできた大阪市学給労から、申請者への組合の支援態勢、パラフィン浴槽の設置などの治療と職場改善に向けた活動の特別報告が行われた。

オーリジン電気労組からは、クロム化物を取り扱う作業に約二〇年従事したことや、障害等級の妥当性への疑問などが出される

て報告、控訴審を闘う決意を表明した。

分科会は、「認定・打切り・職場復帰」と「法制度」の一いつのテーマで設定され

た。特に、認定の困難もさることながら、長期療養者への打ち切りが横行していることや、障害等級の妥当

一方、職場復帰への取り組みの詳細が報告されるなど、多くの意見が交わされた。

た。

障害者団体との共闘など幅広い取り組みを進めながら

ら、労災被災者としての立場で労働省交渉など活動する全国連に、安全センターなど

としても注目、協力していきたい。

外国人の医療保障を考えるつどい

報告

『みなとまち健康互助会（MF-MASH）

の取り組みから』

早川寛さん（神奈川勤労者医療生協・港町診療所）

など

- 7月15日（木）午後6時30分～
- エル大阪（大阪府立労働センター）
(京阪、地下鉄天満橋駅下車徒歩5分)

主催 RINK

（すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク）

（連絡先）大阪市中央区森ノ宮中央2-6-19 OBビル301

Tel. 06-910-7103

実践・労災保険

(第五回)

特別加入について（一）

二 特別加入（続）

特別加入のシステム

労働者を使用しないで一人で仕事を請け負うことと常とするもの、つまり一人親方と言われる人々が、労災保険に任意に入れるためには、どういう条件が必要になってくるだろうか。

実際には一人一人が自分の責任で仕事を請け負って働いてはいるが、労災保険の関係だけは団体を通じてということになる。

大工の地域的な業種団体があつて、

特別加入を申請すれば、次のような基準にもとづいて承認されることになる。

一人親方の種類は、個人タクシーの運転手、大工や左官などの建設関係の職人さん、廃品回収業者、それから労働組合の専従委員長など色々な職種が定められている。

例えば、大工さんが一人一人労基署に保険の手続きを届け出るなどということはあまり現実的でない。そこで、

現在とされている方法は、一人親方その他の自営業者の団体を任意適用の事

業主とみなして、一人親方等をそこに働く労働者とみなすというものである。

作業の具体的な内容が明らかにされていることが必要となる。

さらに、一人親方は労基法上の労働者に該当しないため、労働安全衛生法が適用されず、つまり法律による災害防止の措置が及ばないことから、独自の団体による取決めが必要とされている。

十分に促進されない特別加入

このようにして、危険度の高い職種についている一人親方は、自ら望めば労災保険制度の保護を受けることになる。しかし、これはあくまでも自らが希望み、普通一般にはその人が団体に入する環境にある場合に限られることに注目しなければならない。

個人タクシーの運転手のように、もともと業務を遂行するうえで、組織性が必要となる業種は別として、たくさんの一人親方のどれぐらいが特別加入をしているだろうか。

例えば、建設業関係で請け負いの形で仕事をしている人々は、たくさんいる。大工、左官、薦職はいうまでもなく、自分の保有するクレーンやロードローラー等の重機を伴って工事現場で請負形式で働く人、自分のダンプカーで土砂を運搬する運転手等々、実に様々な職種で請負契約で働く人々がある。

しかし、これらの危険な作業に従事する人々が、その気になりさえすれば加入できる環境は必ずしも整備されていないのが実状である。

もちろん、一匹狼で人に頼らず額に汗して稼ごうという気質の一人親方は、一部こうした制度自体を感覚的に嫌う向きもある。しかし、特別加入制度を知らなかつた、あるいは気にして

ようとしたかった一人親方の大工さんが、建設現場で墜落し、重傷を負ったというような事例で、国民健康保険以外に何の補償もないというような結果

ように思える。ただ、建設業の場合に元請け業者は、必ずその事業に従事する労働者については労災保険関係が成り立っているのだから、労働者に該当しない人々の分についての保険料徴収

の方策も技術的には不可能ではないはずである。また、そう技術的な改造をしなくても、多数の一人親方と契約を結ぶ建設業者などの場合、団体を構成して特別加入を促進するなどの方法は十分考えられるはずである。したがつて、特別加入制度については、今後制度的な改善の余地は十分にあり、現行制度内の行政施策の枠内でも改善でき

る問題といえよう。

さて、特別加入制度の労災補償給付の内容は、ほとんど一般労働者の場合と変わるものではないが、給付基礎日額つまり補償給付の基礎となる額の定め方だけが異なる。

特別加入者は労働者でないので賃金が存在しないため、加入するときに、いざというときの補償の基礎額を加入者が選ぶことになっており、その額は現在、三千五百円、四千円、五千円、六千円、七千円、八千円、九千円、一万元、一万二千円、一万四千円、一万元のうちいずれかの額ということになつてている。

特別加入制度の補償内容

が出ることを考えれば、何らかの改正が行われるのが妥当と考えられる。

必要な制度的改善

たしかに、現行制度のままで様々な職種それに団体を構成し、加入を促進するというやり方には限界がある

業務上外の判断基準

たしかに、現行制度のままで様々な業種それに団体を構成し、加入を促進するというやり方には限界がある

る業務については適用されない。また、中小事業主については、労働者と同様の業務を行っている場合に限り、事業主の立場での本来の業務については除くことになっている。

建設業の一人親方では、次の場合が業務遂行性が認められるものとされている。

- ①請負契約に直接必要な行為を行う場合
- ②請負工事現場における作業及びこのに附帯する行為を行う場合
- ③請負契約に基づくものであること
が、明らかな作業を自家内作業場において行う場合
- ④請負工事に係る機械及び製品を運搬する作業（手工具類（鋸、鉋、刷毛、こて等）程度のものを携行して通勤する場合を除く。）及びこれに直接附帯する行為を行う場合
- ⑤突発事故（台風、火災等）等による予定外の緊急の出勤途上。

他の特別加入者についても、それに業務遂行性の判断基準が決められているが、おおむね労働者の場合に準ずるものと考えてよい。ただ、特別加入申請をしたときに届け出した業務内容と全く異なる業務については補償対象とならないことに注意しなくてはならない。

また通勤途上の災害については、労働者の場合と同様に保護の対象となるが、個人タクシー業者、個人貨物運送業者、漁船による漁業者、特定農業機会作業従事者、そして家内労働者との補助者については、通勤の内容が明確でないことから例外として保護の対象とはされていない。

特別加入時健康診断について

特別加入は任意加入の制度であり、労働者の場合のように強制適用ではない。

つまり、民間の生命保険と同じように、加入前に原因が発生していたとな

ると、それについては補償の対象とはならない。ところが長期に有害要因にさらされるような業務についていて発生するような職業病の場合には、そういう任意保険の原理に反する結果が生じる可能性がある。例えば、チエンソーような振動工具を扱う仕事に一人親方として長年従事した人が振動病に被災し、その後にそれまで加入していなかつた労災保険に入つて同じ仕事を続けたとする、加入の翌日に病院に行って労災保険による振動病の治療が受けられることになる。つまり、こうした職業病については、被災者側にとって病気になつてから保険に入つたらよいということになつてしまふ。

そこで、八七年の労災保険法改定以降は、一定の有害業務に就く特別加入申請者については、申請書にそれまでの業務歴を記載することになつており、次の条件にあう人は特別の健康診断をうけなければならないことになつている。

- ①特別加入予定の業務の種類が粉じん作業を行う業務であり、それまでに同様の業務に従事した期間が三年以上であるとき
- ②身体に振動を与える業務で、一年以上
- ③鉛業務で六ヶ月
- ④有機溶剤業務で六ヶ月

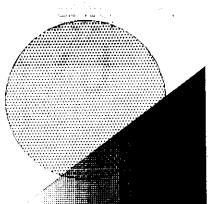
健康診断の内容は、それぞれじん肺健診、振動障害健診、鉛中毒健診、有機溶剤中毒健診のそれぞれの法定の職業病健診と同じものである。そしてその結果によって、もしまずしてその病気につかっていて、療養が必要なとき、またはじん肺法など労働安全衛生関係法令に照らして職場転換が必要と認められるような場合には、特別加入が認められることになっている。

加入時健診で切り捨てられる人

特別加入制度は、労働者以外にも働く人々を広く労災保険の保護の枠に組み入れたもので、その意義は大きいが、残念ながら加入しやすいとまでいえるような制度に成熟していない。特に加入時健診制度問題は、保険の原理を通すことのみに注視した施策であって、然のことかもしれない。しかし、この問題を解決せず、制度の設立趣旨に関

健診ではねられる人がどんな人であろうかと考へると、背筋が寒くなる気がする。長期の有害作業によって被災することにあげられた四つの職業病は、治療を開始して治るまで長期にわたることが多いものだ。つまり、他に何の手も打つことができない状態で、特別加入に救いを求めている状態なのである。

わらず切り捨てるだけを考えたものとしか言いようがないのである。



一九九二年夏期カンパへのご協力のお願い

各位におかれましては、さまざま取り組みに日夜ご奮闘のことと、心から敬意を表する次第です。また、当関西労働者安全センターに対しましては、常日頃より、多大なご支援ご協力を頂き、本当にありがとうございます。

さて、皆様の絶大なるご協力によって、昨年末、生野区桃谷に開院いたしました「菜の花診療所」は、当初、患者さんが一日数人という出足でしたが、約半年を経過した現在、毎日四〇人弱の患者さんが来院され、徐々に地域にも受け入れられておりまます。地域医療の課題である、往診・訪問看護も、少しずつではあります、はじめにひとつずつ仕事を積み重ねていております。診療所準備会は開院と共に「菜の花会」という名称の運営組織に移行し、月一回の幹事会で方針を決めながら、日常運営は三名の常勤職員が中心となつて奮闘しています。

外国人労働者の労災問題につきましては相談件数の点からも定着してきました。今後は、労災だけでは片づかない問題に他の協力団体と連携をとりながら、解決をはかつていくことを共に、日本の社会にとって重要な課題であるとの認識から取り組みを継続強化していくと考えております。

改編が行われています。いい面と悪い面を分析しながら対応していかなければならないのはもちろんですが、一方で、たとえば労災補償の面では、過労死の認定基準行政にみられるごとく、非常に立ち遅れた状態にあることはあきらかです。私たちとしては、あくまで被災労働者の権利の擁護・確立を原則とし、黒字続きの労災保険財政の真に適正な運用という観点からも、労災補償行政の改善を迫っていかなければならぬと考えております。

その他ご報告しなければならないことは多々ございますが、こうした活動を支える財政の改善につきまして、種々の努力にもかかわらず、皆様にカンパをおおがなくとも大丈夫

といふところまでは、まだ到達できないのが実状です。いつもながらのお願いでまことに心苦しい限りであります

が、何卒、趣旨をご理解いただき、夏期カンパに格別のご協力をいただけますようお願い申し上げる次第です。

一九九二年六月

関西労働者安全センター運営協議会

議長 岡田義雄

五月の新聞記事から

五・五

東京電力福島第一原発で勤務し、慢性骨髄性白血病で八八年二月に死亡した技師（当時三一）が富岡労基署で業務上認定されていたこととが明らかに。原発内の放射線被曝での業務上認定は初めて。また、兵庫県内で二人が同様の労災申請中、静岡県浜岡原発の作業員二人が労災申請準備中という。

五・一

タイの縫いぐるみ製造工場で爆発事故。材料の化学製品に引火。死者が百人を超える見直し案を労相に提出。

五・一二

タイの縫いぐるみ製造工場火災事故での死者が一一日午後までに二四〇人に。タイの火災では過去最悪の惨事に。来年四月からの週四〇時間労働制への移行を目指す労基法改訂案が衆議院を通過。

五・一三

佐川急便グループ七〇社すべてで、過労防止義務違反などの貨物自動車運送事業法違反があつたとして、運輸省は全社を処分。

五・一七

広島県福山市の廃棄物処理会社で、薬品で廃油を処理、洗浄中に有毒ガスが発生、作業員八人が倒れ、二人は死亡。

五・一〇

府内の過半数の建設工事現場で事故防止対策の面で労働安全衛生法違反であると、大阪労働基準局の府内一斉監督で分かった。

五・一五

住民団体「原子力発電に反対する福井県民会議」が二四日、原発労働者のための「労災申請相談窓口」を開設。

五・一六

職場同僚の喫煙でアトピー性皮膚炎になつたとする大阪市職員の主張を認め、大阪西労基署が、大阪市に喫煙対策を取るよう指導。

五・一七

労働省は「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」を作成。直接募集時の職安への届出などが内容。

五・一八

下水施設の細菌で発生する有毒ガスの硫化水素で過去十年間に下水道改修工事などの作業員ら三六人が全国で中毒死していることが、労働省調査で分かる。同省は、作業現場の安全管理ニユアル改定へ。

府内の工事で労災死亡事故を起こした業者に一定期間指名停止を行う「競争入札指名留保基準」を作りながら、大阪市が、死亡事故を起こした大林組とたびたび建設工事契約を結んでいたことが明らかに。

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

6月号(通巻219号) 93年6月10日発行

(毎月一回10日発行)

関西労災職業病 定期講読について

「関西労災職業病」は、毎月1回の発行で、頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合は、住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書等でお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284

〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室 ☎ 06-943-1527 FAX. 06-943-1528

関西労働者安全センター

頒 價	1部 200円
年間定期購読料 (送料込み)	1部 3000円 2部 4800円 3部以上は、1部につき2400円増
会員購読料	当安全センター会員(会費1口1000円)へは、 1部無料配付。2部以上は1部150円増。

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号

TEL 06(551) 6854 FAX 06(554) 5672